

## 特別障害者手当 介護現場への周知と申請の負担軽減を

3月8日予算特別委員(保健福祉)で長屋市議

特別障害者手当は、「障害によって生ずる特別な負担を軽減する一助」として支給され、精神又は身体に著しく重度の障害があり、特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳以上の方で、国が定める施設への入所や3か月を超える入院をしていない方が対象です。月額2万7350円、3か月ごとに受給者名義の口座に振り込まれ、21年12月時点で1958人が受給しています。

手続きの流れは、国が定める診断書の作成を医師に依頼、その他の必要書類とあわせて、各区の保健福祉課に持参及び郵送で提出します。区の嘱託医が審査をしたうえで認定の可否を決定します。

長屋市議は、家族が対象ではないかと寄せられた相談内容を紹介し、診断書を記載した医師も制度を知らず躊躇したことをあげ、市の制度周知はどうなっているのかと質問。担当部長は、広報さっぽろやHP、福祉ガイド、各区での配布や医療機関や障害者団体へ周知していると答弁しました。

長屋市議は、窓口担当者の声掛けと説明が重要になると指摘し、制度について市民が知らない、ということがないように必要とする方に必要な情報が行き渡る仕組みとするよう求めました。

また、要介護認定を受け在宅で生活する高齢者等も受給できるため、要介護者やその家族、ケアマネージャー等に対する周知を質問。担当部長は、不十分だとし、「今後は関係機関とも連携して取り組む」と答弁しました。

長屋市議は、相談者の例では、申請に至るまでに大きな負担があったことをあげ、スムーズな申請となるように周知方法の検討を求めました。

## JR やタクシーでも利用可能に 敬老優待乗車証（敬老パ

3月10日予算特別委員(保健福祉)で太田市議

70歳以上の市民に外出支援として支給されている敬老パス(22年度予算・60億円)は、高齢者人口の増加にともなって交付率も19年度2.1%、20年度0.7%とコロナ感染拡大の影響はあるものの確実に増えていきます。しかし、札幌市は敬老パスについて、「持続可能な制度として維持するため、サービス水準のあり方などの検討の必要がある」と見直しを示唆してきました。

これまで市が利便性を広げる議論をしてこなかったことに関連して、太田市議は、JR、タクシーで使えるように(事業者団体などと)協議をしてもらいたい」「2018年に実施した利用者アンケートを、改めて行って市民の声をしっかり聞いていただきたい」と要請。担当部長は、利用拡大への質問には答えず、との質問には、「今後適切な時期に実施してまいります」と答弁しました。

太田市議は、高齢者が増える中で予算を増やす視点がないと事業を前進させようとする姿勢を批判し、生活圏で利用できる交通機関にバスや地下鉄がなく、JRしかない地域も少なからずあることから、交通機関を限定したままでは外出を制限せざるを得ない高齢者もいて、事業の趣旨にもあわないことから外出支援の趣旨から予算増額と利用拡大を強く求めました。